



ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共水連までおたずねください。

組合名

JF共済 <https://www.kyosuiren.or.jp/>

A109821(2026.06.協宣40,000)
260511000075

おーぱー
まいぷらん⁺_{ぷらす}
特別終身共済
+ 医療共済 匠⁺_{ぷらす}
加入年齢 40歳~85歳
80・90歳払込終了

おーぱー
まいぷらん⁺
特別養老共済
+ 医療共済 匠⁺_{ぷらす}
加入年齢 18歳~85歳
60・80・90歳満期

普通厚生共済
ちょこ
特別共済

2026年8月改訂

健康に不安が
ある方のために。

簡単な告知で
加入できる。

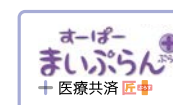


一生涯・一定期間
選べる2つの共済。

持病の
再発・悪化も保障。

老後の不安に
備える。

この共済は、次の保障を希望される方におすすめする共済です。



特別終身共済 死亡のときの遺族保障を重視し、保障額は年々逡増させると同時に一生涯にわたる保障を確保したい。

医療共済 病気やケガによる入院・手術の医療保障をつけたい。



特別養老共済 死亡のときの遺族保障を重視し、保障額は年々逡増させると同時に一定期間の保障を確保し、貯蓄ニーズを満たしたい。

医療共済 病気やケガによる入院・手術の医療保障をつけたい。

保障内容がご意向と異なる場合は、組合またはJF共水連までおたずねください。

JF共済

健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入いただける共済です。

次の4つの告知(質問)が全て「いいえ」であればご加入いただけます。

持病のある方や通院中の方でも、4つの質問に該当しなければ、病気の入院・手術を保障するプランにご加入いただけます。



質問1 現在、病気や外傷により安静療養中ですか。



質問2 今後、入院または手術の予定がありますか。



質問3 過去5年以内に、悪性新生物または脳腫瘍で治療・投薬を受けたこと、または医師に診断されたことがありますか。



質問4 過去2年以内に、病気により入院、または手術を受けたことがありますか。



最高85歳まで入れる！幅広い世代をカバーする、2つのタイプの共済から選べます。

「生涯の保障」が必要な方へ

万一の場合や病気・ケガの保障※1が
一生涯続きます。

加入年齢 40歳～85歳 80・90歳払込終了

おーぱー
まいぷらん

特別終身共済

+ 医療共済 匠

※1 病気の入院・手術を保障しないプランは、上記告知①～③で
ご加入いただけます。

詳しくはP. 3 - 4 をご覧ください。

「貯蓄と保障」が必要な方へ

一定期間、万一の場合や病気・ケガを保障※2※3しながら、
満期時には満期共済金をお受け取りいただけます。

加入年齢 18歳～85歳 60・80・90歳満期

おーぱー
まいぷらん

特別養老共済

+ 医療共済 匠

※2 18歳～39歳の方は、病気による入院・手術を保障するプランにはご加入いただけません。

※3 病気による入院・手術を保障しないプランは、上記告知①～②で
ご加入いただけます。

詳しくはP. 9 - 10 をご覧ください。

これからどんな心配があるか、今一度
考えてみましょう。



ご自身に万一のことがあったときには…

ご自身のお葬式は、
いつかは考えなければならない
ライフイベントです。

基本料金: 斎場利用料、火葬場利用料、祭壇、棺、遺影、搬送費など、葬儀を行うための一式(固定費)
飲食費: 通夜ぶるまい、告別料理などの飲食(変動費)
返礼品費: 香典に対するお礼の品物(変動費)
出典: 鎌倉新書「いい葬儀」より「第6回お葬式に関する全国調査」
(<https://www.e-sogi.com/guide/55135/>) / 2024年

葬儀費用の平均
(基本料金・飲食費・返礼品費の合計)

118.5万円*

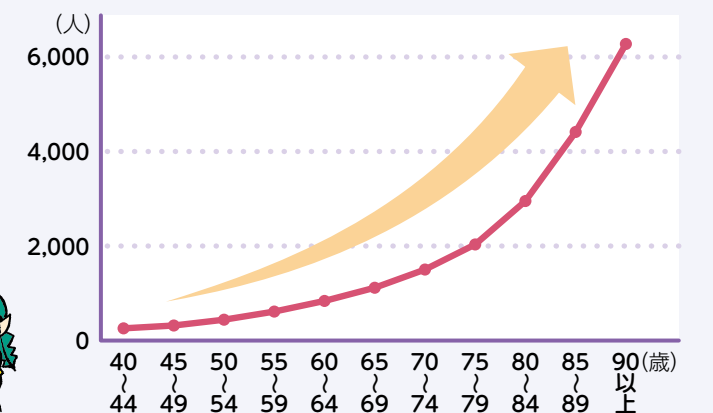
内訳	基本料金	飲食費	返礼品費
	75.7万円	20.7万円	22.0万円

※0.1万円のズレは小数点第2位以下の和によるもの

今は健康に自信があっても…

高齢になるほど
入院する人は増えていきます。

年齢階級別入院受療率(人口10万人あたり)



将来にむけて、
入院の費用にきずんと
備えて
おかなきゃね



出典: 厚生労働省「令和5年患者調査の概況」

がんは他人事のように思いますが…

いつ自分のことになっても、
おかしくありません。

そんなにたくさんの方が、
がんになっているのか…



出典: 国立がん研究センターがん情報サービス
「がん統計」(全国がん登録)累積罹患リスク
(2021年データに基づく)

日本人が一生のうちにがんと診断される確率

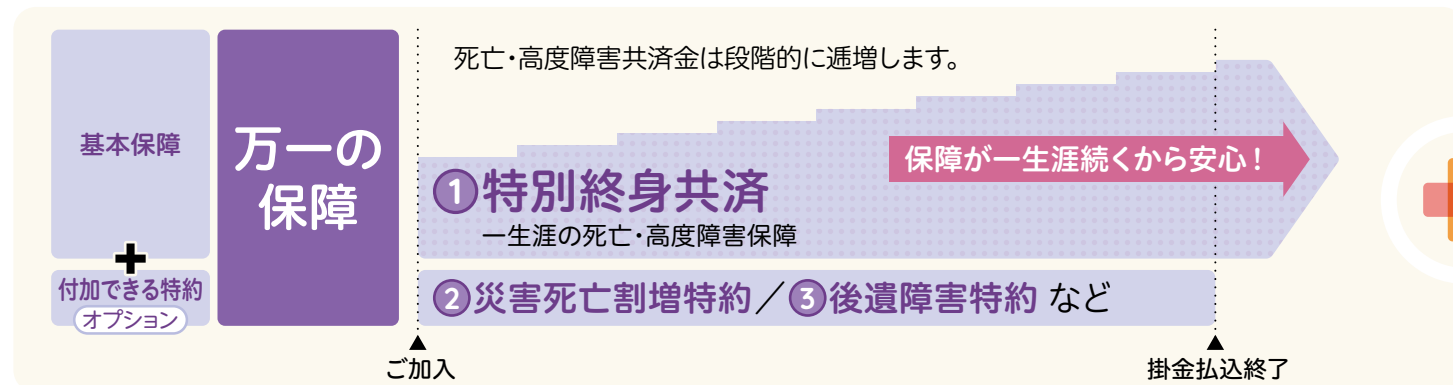
2人に1人

男女別の
確率は…



もしものとき、のこされたご家族のために**共済金**をお支払いします。

特別終身共済のしくみ(例)



共済と特約の特長

① 特別終身共済

万一の死亡・高度障害を**一生涯保障**します。

病気やケガで万一の場合に死亡共済金・高度障害共済金をお支払いします。
死亡共済金・高度障害共済金は、ご契約からの経過年数に応じて段階的に共済金額と同額まで通増します。

② 災害死亡割増特約 オプション

海難事故などの不慮の事故を**手厚く保障**します。

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に共済金を上乗せします。
海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。
所定の高度障害となった後も、生存を条件に災害死亡割増特約共済金額の10%を5年間お支払いします。



海難事故で万一のとき
海難特別給付金
災害死亡割増特約共済金額の**30%**上乗せ



交通事故で万一のとき
交通事故割増給付金
災害死亡割増特約共済金額の**30%**上乗せ



2024年の事故件数
漁船の海難事故 **464隻** 交通事故 **約29万件**
「令和6年海難の現況と対策」(海上保安庁)、「令和6年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとにJF共水連にて作成

事故には
気を付けて!



③ 後遺障害特約 オプション

不慮の事故により、
障害が残ったときを**153項目にわたり幅広く保障**します。

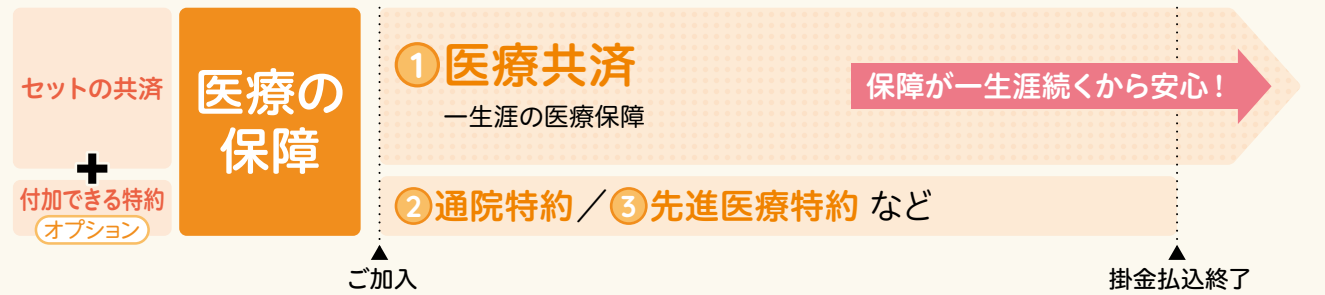
大きなケガから小さなケガまで、体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1~12級まで、障害の状態に応じて保障します。

困ったとき
力になります



病気・ケガの保障をプラスできます!

医療共済 匠



共済と特約の特長

① 医療共済 60日型

がんによる入院の場合は、
日数無制限※1で保障します

病気やケガでの入院を**一生涯保障**。

入院日額を5,000円に設定した場合、5,000円×入院した日数をお支払いします。

さまざまな手術や放射線治療も一生涯保障します。

公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療※2について、下図のとおりお支払いします。

手術保障※3		放射線治療※3
入院中の手術	外来の手術	5万円
5万円	2.5万円	入院日額の10倍
入院日額の10倍	入院日額の5倍	総放射線量にかかわらず 60日に1回のお支払い

※1 80歳以後は、通算入院日数800日まで ※2 「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。 ※3 入院日額を5,000円に設定した場合
※病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払いです。

入院は
意外とお金がかかるよ



② 通院特約 オプション

ケガの通院に備え、所定のギプス固定期間も保障します。

ケガで5日以上通院した場合、通院日数分の共済金をお支払いします。

ケガで入院した場合は、退院後の通院日数分をお支払いします。

*ケガによる筋・腱・靱帯損傷で所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。

骨折したときも、手厚く保障します。

骨折と診断された場合は、通院日額の**25日分**をお支払いします。

骨折の備えは
万全に
したいね



③ 先進医療特約 オプション

通算2,000万円までの先進医療費を保障します。

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を通算2,000万円まで保障。
「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。

*1回あたり300万円が限度です。 *病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払いです。

先進医療は
自己負担費用が
大きいから大変!



*保障内容はライフプランやご希望に合わせて、設定いただけます。
詳細については、お近くの組合にご確認ください。

主な保障	万一のとき	入院したとき	その他
	病気 200万円 災害 400万円 海難・交通事故 60万円上乗せ	病気 1日5,000円 ケガ 1日5,000円	通院 1日2,500円 先進医療 通算2,000万円

ご加入

増

掛金払込終了

80歳

*80歳以後の共済掛金の払込はありません。

万一の保障	病気	万一のとき	経過年数に応じ、段階的に 共済金額と同額まで 逓増します。	最高 200万円	200万円
		高度障害となったとき		最高 200万円	200万円
	災害	万一のとき		最高 400万円	200万円
		高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)		最高 400万円 $\left(\begin{array}{c} 20万円 \\ \times \\ 最高5回※1 \end{array} \right)$	200万円
		海難事故で万一のとき※2		60万円 上乗せ	
		交通事故で万一のとき		60万円 上乗せ	
		後遺障害のとき※3		(1級) 200万円 ~ (12級) 4万円	

生涯保障

＋
後遺障害

医療の保障 60日型	+ 充実した医療の保障	病気・ケガ	入院したとき ^{※4} がんは1入院・通算入院日数無制限 日帰り入院から保障!	病気 1日あたり 5,000円 ケガ 1日あたり 5,000円	がん以外1入院60日 まで 通算入院日数600日 保障 ●1入院60日まで通算 入院日数無制限	がん、ケガによる 80歳以後の入院は 通算入院日数800日まで 保障!	生涯保障
			手術したとき ^{※4}	病気 入院中の手術 5万円 ケガ 入院中の手術 5万円	外来の手術 2.5万円 外来の手術 2.5万円		
			放射線治療を受けたとき ^{※4}	病気 1回あたり 5万円 ケガ 1回あたり 5万円	●60日以内のお支払い は1回まで ●60日以内のお支払い は1回まで		
			骨折したとき ^{※5} ギプス固定期間も保障! ^{※6}	給付金 62,500円	●ケガにより骨折と診断 確定されたときに お支払いします。(通 院日額の25日分)		
			通院したとき	ケガ 1日あたり 2,500円	●1回の通院を初日か 最高90日まで、 通算通院日数600日 まで ^{※7※8}		
			先進医療で治療等を受けたとき ^{※4}	1回あたり 300万円～1万円	●先進医療にかかる技 術料が1万円以上の 場合『先進医療にか かる技術料』 ●先進医療にかかる技 術料が1万円未満の 場合『1万円』 ●共済期間中の通算限 度額は、2,000万円		



保障内容 終身共済払込終了年齢 80歳	
特別終身共済	200万円
災害死亡割増特約	200万円
後遺障害特約	200万円
医療共済(入院日額)60日型	5,000円
疾病入院条件付支払特約(入院日額)	5,000円
疾病通院不担保特約付加通院特約(通院日額)	2,500円
先進医療特約	

ご加入例 80歳払込終了(月払／年払)		
加入年齢	男性 (単位:円)	
	80歳払込終了	
	月払	年払
40	10,350	116,680
45	11,500	129,940
50	13,000	147,080
55	15,020	170,010
60	17,900	202,680
65	22,430	254,610
70	31,290	356,080
75	57,790	657,600

加入年齢	女性 (単位:円)	
	80歳払込終了	
	月払	年払
40	10,300	116,550
45	11,530	130,030
50	13,090	147,880
55	15,170	171,880
60	18,190	206,160
65	22,940	260,970
70	32,390	367,860
75	60,330	687,070

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。

※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。

※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。

※4 病気の場合、ご契約日から1年以内は50%保障。

※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢
なお、骨粗しょう症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。

※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)

※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで

※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで

●先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

●先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

*据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

*保障内容はライフプランやご希望に合わせて、設定いただけます。
詳細については、お近くの組合にご確認ください。

主な保障			万一のとき		入院したとき		その他		
病気	200万円	災害	海難・交通事故	1日	- 円	ケガ	1日5,000円	通院	先進医療
		400万円	60万円上乗せ						
							- 円	- 万円	



万一の保障	病気	万一のとき	経過年数に応じ、段階的に 共済金額と同額まで 逦増します。	最高 200万円	200万円	生涯保障
		高度障害となったとき		最高 200万円	200万円	
	災害	万一のとき		最高 400万円	200万円	
		高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)		最高 400万円 $\left(\frac{20万円}{\times} \right)$ 最高5回※1	200万円	
		海難事故で万一のとき※2		60万円 上乗せ		
		交通事故で万一のとき		60万円 上乗せ		
		後遺障害のとき※3		(1級) (12級) - 万円 ~ - 万円		
	後遺障害					

医療の保障 60日型	病気・ケガ	入院したとき※4	がんは1入院・通算入院日数 無制限 日帰り入院から保障!	病気 1日あたり - 円	がん以外1入院60日 まで 通算入院日数600日 保障	生涯保障
		手術したとき※4		ケガ 1日あたり 5,000円	1入院60日まで通算 入院日数無制限	
		放射線治療を受けたとき※4		病気 1回あたり - 万円	60日以内のお支払い は1回まで	
		骨折したとき※5	ギプス固定期間も保障!※6	給付金 - 円	ケガにより骨折と診断 確定されたときに お支払いします。(通 院日額の25日分)	
		通院したとき		ケガ 1日あたり - 円	1回の通院を初日か ら最高90日まで、 通算通院日数600日 まで※7※8	
	先進医療	先進医療で治療等を受けたとき※4		1回あたり - 万円 ~ - 万円	先進医療にかかる技 術料が1万円以上の 場合『先進医療にか かる技術料』 先進医療にかかる技 術料が1万円未満の 場合『1万円』 共済期間中の通算限 度額は、2,000万円	



保障内容 終身共済払込終了年齢 80・90歳	
特別終身共済	200万円
災害死亡割増特約	200万円
後遺障害特約	- 万円
医療共済(入院日額)60日型	5,000円
疾病入院条件付支払特約(入院日額)	- 円
疾病通院不担保特約付加通院特約(通院日額)	- 円
先進医療特約	-

ご加入例 80・90歳払込終了(月払／年払)

加入年齢	男性 (単位:円)			
	80歳払込終了		90歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払
40	4,790	53,770	-	-
45	5,390	60,780	-	-
50	6,190	70,120	-	-
55	7,360	83,200	-	-
60	9,090	102,820	6,490	73,370
65	11,920	135,450	7,720	87,180
70	17,630	200,620	9,530	107,790
75	34,780	395,640	12,500	142,060
80	-	-	18,530	210,490
85	-	-	36,320	413,400

加入年齢	女性 (単位:円)			
	80歳払込終了		90歳払込終了	
	月払	年払	月払	年払
40	4,640	52,290	-	-
45	5,270	59,270	-	-
50	6,080	68,620	-	-
55	7,210	81,670	-	-
60	8,930	101,300	6,420	72,340
65	11,780	134,010	7,610	86,260
70	17,580	199,500	9,450	107,150
75	34,770	395,910	12,510	142,010
80	-	-	18,610	211,820
85	-	-	36,800	418,650

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- ※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- ※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- ※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- ※4 病気の場合、ご契約日から1年以内は50%保障。
- ※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢
なお、骨粗しょう症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。
- ※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- ※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- ※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで

- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

*据置割戻金は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

簡単告知 選べる共済

特別終身共済のしくみ

特別終身共済のプラン

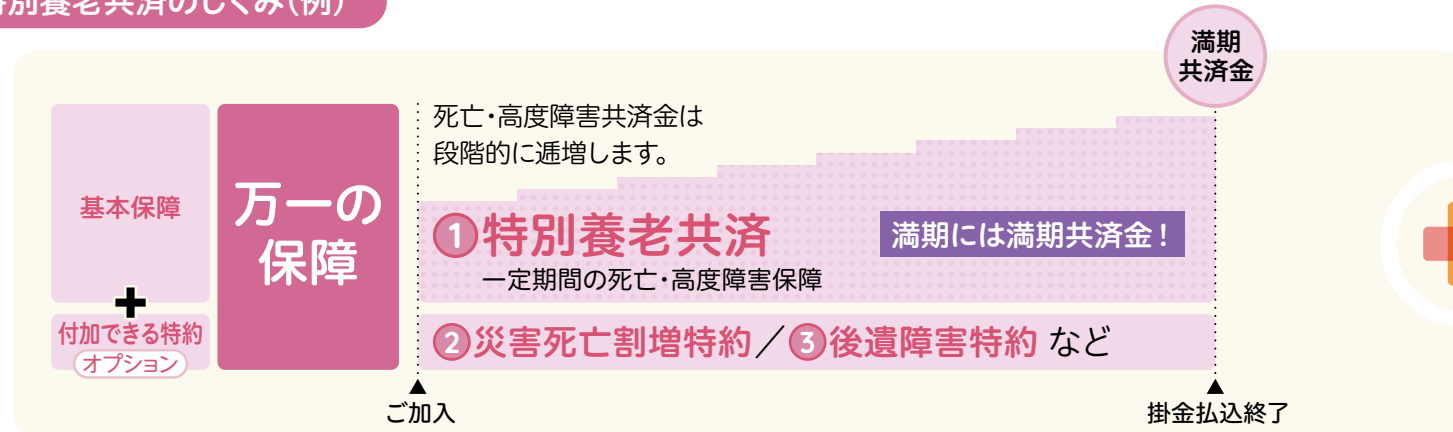
特別養老共済のしくみ

特別養老共済のプラン

契約概要

もしものときには共済金。満期を迎えたら満期共済金。

特別養老共済のしくみ(例)



共済と特約の特長

① 特別養老共済

万一の死亡・高度障害を保障。満期時には満期共済金をお支払いします。

病気やケガで万一の場合に死亡共済金・高度障害共済金をお支払いします。
死亡共済金・高度障害共済金は、ご契約からの経過年数に応じて段階的に共済金額と同額まで逓増します。
さらに満期を迎えられたときは、満期共済金をお支払いします。

② 災害死亡割増特約 オプション

海難事故などの不慮の事故を手厚く保障します。

不慮の事故による万一のとき、死亡共済金・高度障害共済金に共済金を上乗せします。
海難事故や交通事故で万一の場合は、さらに給付金を上乗せしてお支払いします。
所定の高度障害となった後も、生存を条件に災害死亡割増特約共済金額の10%を5年間お支払いします。



海難事故で万一のとき
海難特別給付金
災害死亡割増特約共済金額の30%上乗せ



交通事故で万一のとき
交通事故割増給付金
災害死亡割増特約共済金額の30%上乗せ



2024年の事故件数
漁船の海難事故 464隻 交通事故 約29万件
「令和6年海難の現況と対策」(海上保安庁)、「令和6年中の交通事故の発生状況」(警察庁)をもとにJF共水連にて作成



③ 後遺障害特約 オプション

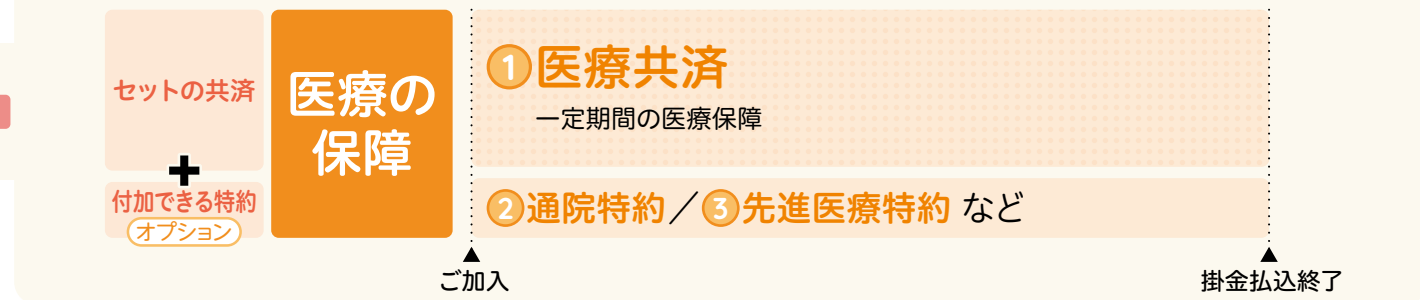
不慮の事故により、
障害が残ったときを153項目にわたり幅広く保障します。

大きなケガから小さなケガまで、体の隅々にわたる後遺障害を等級別に1~12級まで、障害の状態に応じて保障します。



病気・ケガの保障をプラスできます！

医療共済 匠



共済と特約の特長

① 医療共済 60日型

病気やケガでの入院を保障。

入院日額を5,000円に設定した場合、5,000円×入院した日数をお支払いします。

さまざまな手術や放射線治療も保障します。

公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療^{※2}について、下図のとおりお支払いします。

手術保障 ^{※3}		放射線治療 ^{※3}
入院中の手術	外来の手術	5万円
5万円	2.5万円	入院日額の10倍
入院日額の10倍	入院日額の5倍	総放射線量にかかわらず60日に1回のお支払い

※1 80歳以後は、通算入院日数800日まで ※2 「創傷処理」や「抜歯手術」などの手術を除きます。 ※3 入院日額を5,000円に設定した場合
※病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払いです。



② 通院特約 オプション

ケガの通院に備え、所定のギプス固定期間も保障します。

ケガで5日以上通院した場合、通院日数分の共済金をお支払いします。

ケガで入院した場合は、退院後の通院日数分をお支払いします。

*ケガによる筋・腱・靱帯損傷で所定のギプスを装着した場合、その固定期間について通院したものとみなします。

骨折したときも、手厚く保障します。

骨折と診断された場合は、通院日額の25日分をお支払いします。



③ 先進医療特約 オプション

通算2,000万円までの先進医療費を保障します。

全額自己負担(公的医療保険制度の対象外)である先進医療を通算2,000万円まで保障。

「先進医療にかかる技術料」に相当する金額をお支払いします。

*1回あたり300万円が限度です。 *病気の場合、ご契約後1年間は50%のお支払いです。



まーぼー
まいぷらん

特別養老共済
+ 医療共済 はらす

タイプ
A

1型 / 200万円
加入年齢 40歳～75歳
60・80歳満期

*保障内容はライフプランやご希望に合わせて、設定いただけます。
詳細については、お近くの組合にご確認ください。

主な保障

万一のとき

病気 200万円
災害 400万円
海難・交通事故 60万円上乗せ

入院したとき

病気 1日5,000円
ケガ 1日5,000円

その他

通院 1日2,500円
先進医療 通算2,000万円

満期
共済金
200万円
+ 満期時割戻金

万一の保障	病気	万一のとき	経過年数に応じ、段階的に 共済金額と同額まで 逦増します。	最高 200万円
		高度障害となったとき		最高 200万円
	災害	万一のとき		最高 400万円
		高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)		最高 400万円 $\left(\begin{array}{l} 20万円 \\ \times \\ 最高5回^{*1} \end{array} \right)$
		海難事故で万一のとき ^{*2}		60万円 上乗せ
		交通事故で万一のとき		60万円 上乗せ
		後遺障害のとき ^{*3}		(1級) 200万円 ~ (12級) 4万円
	後遺障害			

医療の保障 60日型	病気・ケガ	入院したとき ^{*4}	がんは1入院・通算入院日数無制限 日帰りから保障!	病気 1日あたり 5,000円 ●がん以外1入院60日まで通算入院日数600日保障
				ケガ 1日あたり 5,000円 ●1入院60日まで通算入院日数無制限
		手術したとき ^{*4}		病気 入院中の手術 5万円 外来 の手術 2.5万円
				ケガ 入院中の手術 5万円 外来 の手術 2.5万円
		放射線治療をうけたとき ^{*4}		病気 1回あたり 5万円 ●60日以内のお支払いは1回まで
				ケガ 1回あたり 5万円 ●60日以内のお支払いは1回まで
		骨折したとき ^{*5}	ギプス固定期間も保障! ^{*6}	給付金 62,500円 ●ケガにより骨折と診断確定されたときにお支払います。 (通院日額の25日分)
		通院したとき		ケガ 1日あたり 2,500円 ●1回の通院を初日から最高90日まで、 通算通院日数600日まで ^{*7} ^{*8} 5日以上通院したとき、あるいはケガで入院後1日 以上通院したときに初日から保障します。
		先進医療		●先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進医療にかかる技術料』 ●先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』 ●共済期間中の通算限度額は、2,000万円
		先進医療で治療等をうけたとき ^{*4}		1回あたり 300万円～1万円

保障内容 60・80歳満期	
特別養老共済	200万円
災害死亡割増特約	200万円
後遺障害特約	200万円
医療共済(入院日額)60日型	5,000円
疾病入院条件付支払特約(入院日額)	5,000円
疾病通院不担保特約付加通院特約(通院日額)	2,500円
先進医療特約	

ご加入例 60・80歳満期(月払／年払)

加入年齢	男性 (単位:円)			
	60歳満期		80歳満期	
	月払	年払	月払	年払
40	13,020	147,190	9,510	106,880
45	16,210	183,420	10,430	117,750
50	22,380	253,960	11,690	131,590
55	40,490	460,110	13,270	149,690
60	—	—	15,450	174,600
65	—	—	18,810	213,040
70	—	—	25,180	285,890
75	—	—	43,690	496,900

加入年齢	女性 (単位:円)			
	60歳満期		80歳満期	
	月払	年払	月払	年払
40	12,660	143,490	8,980	101,450
45	15,770	178,970	9,850	111,380
50	21,940	249,110	10,990	124,360
55	40,000	454,860	12,470	141,450
60	—	—	14,600	165,100
65	—	—	17,810	201,770
70	—	—	23,930	271,580
75	—	—	41,990	477,330

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

- ※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。
- ※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。
- ※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。
- ※4 病気の場合、ご契約日から1年以内は50%保障。
- ※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢
なお、骨粗しょう症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。
- ※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)
- ※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで
- ※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで
- 先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

*割戻金(割戻金据置特約を付加されている場合は、据置割戻金)は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

簡単告知 選べる共済

特別終身共済のしくみ

特別終身共済のプラン

特別養老共済のしくみ

特別養老共済のプラン

契約概要

まーぱー
まいぷらん

特別養老共済
+ 医療共済

Bタイプ

1型／200万円

加入年齢 18歳～85歳
60・80・90歳満期

*保障内容はライフプランやご希望に合わせて、設定いただけます。
詳細については、お近くの組合にご確認ください。

主な保障

万一のとき

病気 200万円

災害 400万円

海難・交通事故 60万円上乗せ

入院したとき

病気 1日 - 円

ケガ 1日5,000円

その他

通院 - 円

先進医療 - 万円

満期共済金
200万円

+ 満期時割戻金

万一の保障	病気	万一のとき	経過年数に応じ、段階的に 共済金額と同額まで 逦増します。	最高 200万円
		高度障害となったとき		最高 200万円
	災害	万一のとき		最高 400万円
		高度障害となったとき (高度障害となった翌年以降)		最高 400万円 $\left(\begin{array}{l} 20万円 \\ \times \\ 最高5回※1 \end{array} \right)$
		海難事故で万一のとき※2		60万円 上乗せ
		交通事故で万一のとき		60万円 上乗せ
		後遺障害のとき※3		(1級) - 万円 ~ (12級) - 万円
	後遺障害			

医療の保障 60日型	病気・ケガ	入院したとき※4	がんは1入院・通算入院日数無制限 日帰りから保障!	● 病気 1日あたり - 円 ● がん以外1入院60日まで通算入院日数600日保障
		手術したとき※4		● ケガ 1日あたり 5,000円 ● 1入院60日まで通算入院日数無制限
		放射線治療をうけたとき※4		● 病気 1回あたり - 万円 ● 60日以内のお支払いは1回まで
		骨折したとき※5	ギプス固定期間も保障!※6	● ケガ 1回あたり 5万円 ● 60日以内のお支払いは1回まで
		通院したとき		● ケガ 1日あたり - 円 ● 1回の通院を初日から最高90日まで、通算通院日数600日まで※7※8 5日以上通院したとき、あるいはケガで入院後1日 以上通院したときに初日から保障します。
		先進医療で治療等をうけたとき※4		● 先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合『先進医療にかかる技術料』 ● 先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合『1万円』 ● 共済期間中の通算限度額は、2,000万円
	先進医療			

保障内容 60・80・90歳満期	
特別養老共済	200万円
災害死亡割増特約	200万円
後遺障害特約	- 万円
医療共済(入院日額)60日型	5,000円
疾病入院条件付支払特約(入院日額)	- 円
疾病通院不担保特約付加通院特約(通院日額)	- 円
先進医療特約	-

ご加入例 60・80・90歳満期(月払／年払)

加入年齢	男性 (単位:円)					
	60歳満期		80歳満期		90歳満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	4,620	51,860	-	-	-	-
20	4,840	54,240	-	-	-	-
25	5,460	61,400	-	-	-	-
30	6,300	70,960	-	-	-	-
35	7,480	84,400	-	-	-	-
40	9,260	104,580	4,900	54,920	-	-
45	12,200	138,260	5,520	62,140	-	-
50	18,120	205,700	6,380	71,780	-	-
55	35,880	408,200	7,560	85,280	-	-
60	-	-	9,340	105,540	6,500	73,580
65	-	-	12,300	139,280	7,700	87,390
70	-	-	18,220	206,780	9,530	108,080
75	-	-	35,980	409,240	12,560	142,500
80	-	-	-	-	18,600	211,290
85	-	-	-	-	36,510	415,460

加入年齢	女性 (単位:円)					
	60歳満期		80歳満期		90歳満期	
	月払	年払	月払	年払	月払	年払
18	4,530	51,130	-	-	-	-
20	4,750	53,510	-	-	-	-
25	5,370	60,650	-	-	-	-
30	6,210	70,230	-	-	-	-
35	7,390	83,650	-	-	-	-
40	9,150	103,830	4,770	53,790	-	-
45	12,110	137,510	5,390	60,970	-	-
50	18,030	204,950	6,230	70,550	-	-
55	35,790	407,450	7,410	83,990	-	-
60	-	-	9,190	104,190	6,390	72,190
65	-	-	12,150	137,910	7,590	85,980
70	-	-	18,070	205,370	9,420	106,700
75	-	-	35,830	407,870	12,430	141,290
80	-	-	-	-	18,520	210,540
85	-	-	-	-	36,480	415,550

*上記は共済掛金の概要です。詳細については、お近くの組合にご確認ください。

※1 高度障害となった場合には、翌年以降継続して高度障害の状態で生存していることを条件にお支払いします。

※2 海難事故には、海、河川、湖沼への転落または、それらにおける遊泳中に発生した事故を含みます。なお、海難事故と交通事故は重複してお支払いしません。

※3 第1級後遺障害の状態となり、30日を経過し生存しているときは、高度障害共済金とは別にお支払いします。

※4 病気の場合、ご契約日から1年以内は50%保障。

※5 骨折の対象部位:頭がい、せき柱、体幹、四肢
なお、骨粗しょう症を要因とする骨折はお支払いの対象外となります。

※6 筋、腱または靱帯の損傷の場合、所定のギプス固定期間を通院保障(手、足関節以上)

※7 統合失調症等は通算通院日数350日まで

※8 打撲、擦過傷、挫傷、捻挫、挫創、挫滅創または切創の場合は、1回の通院日数は最高45日まで

●先進医療とは、治療を受けられたときにおいて厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

●先進医療にかかる手術や放射線治療のほか、検査や診断も保障。

*割戻金(割戻金据置特約を付加されている場合は、据置割戻金)は、今後の経済情勢や決算状況により支払われないことがあります。

契約概要

ご契約に関する重要事項

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい主な事項を記載しています。ご契約の前に必ず「パンフレット」や「ご契約のしおり・共済約款」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ① 特別終身共済は、被共済者が死亡し、または高度障害の状態になられたときに、共済金をお支払いする共済です。
- ② 特別終身共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③ 共済金のお支払いについて

$$\text{※1 死亡共済金・高度障害共済金の算式} \quad \text{特別終身共済の共済金額} \times \frac{\text{経過期間(年数)}}{\text{共済掛金払込期間(年数)}}$$

● 特別終身共済の共済金のお支払い

注) 払込終了年齢が90歳の場合は90歳

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が死亡したこと。	ア. 契約日から80歳 ^{注)} に達する日以後の年の応当日の前日まで上記の算式 ^{※1} による共済金額	死亡共済金受取人
		イ. 80歳 ^{注)} に達する日以後の年の応当日以後から特別終身共済の共済金額	
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、高度障害になったこと。	ア. 契約日から80歳 ^{注)} に達する日以後の年の応当日の前日まで上記の算式 ^{※1} による共済金額	被共済者
		イ. 80歳 ^{注)} に達する日以後の年の応当日以後から特別終身共済の共済金額	

● 医療共済^{※2}(疾病入院条件付支払特約付加した場合^{※3})の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額 ^{※4} ×入院日数	被共済者
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア. 入院中の手術 医療共済の共済金額 ^{※4} ×10	被共済者
		イ. 外来手術 医療共済の共済金額 ^{※4} ×5	
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額 ^{※4} ×10	被共済者

※2 医療共済には、短期入院特約が付加されます。

※3 ご契約日から1年以内に疾病により入院、手術または放射線治療を受けたときは、疾病入院共済金額の50%支払となります。

※4 医療共済の共済金額は、災害入院共済金額と疾病入院共済金額をそれぞれ設定し保障します。

(2) 共済期間

- 特別終身共済の共済期間は終身です。(生涯にわたって保障します。)
- 医療共済の共済期間は終身、80歳のいずれかです。(90歳払込終了は終身医療のみ)

(3) 引受条件

①加入年齢	共済掛金払込終了	80歳払込終了	90歳払込終了	
	被共済者の加入年齢	40歳～75歳	60歳～85歳	
②共済金額の 最高限度額	共済金の種類	40歳～85歳		契約単位
		告知書扱い		
	死亡共済金額(特別終身共済)	1,000万円		10万円
	入院共済金額(医療共済)	災害入院共済金額	5,000円	1,000円
		疾病入院共済金額	5,000円	

(4) 特別終身共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	2,000万円 ^{※6}	10万円
後遺障害特約 ^{※5}	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	2,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
疾病入院不担保特約	疾病による入院、手術、放射線治療を不支払とする特約	—	—	—
疾病入院条件付支払特約	疾病による入院、手術、放射線治療についてご契約日から1年以内に50%支払とする特約(1回の疾病入院支払日数は60日限度)	—	—	—
通院特約(疾病通院不担保特約付加) ^{※5}	不慮の事故による通院を保障し、骨折時に一時金を支払う特約	500円	2,500円	500円
先進医療特約 ^{※5}	先進医療による療養を保障する特約 ^{※7}	—	—	—

※5 払込終了年齢が90歳の場合、付帯できません。

※6 払込終了年齢が90歳の場合、最高限度額は1,000万円となります。

※7 ご契約日から1年以内に疾病による先進医療の療養を受けたときは、先進医療に係る技術料の50%支払となります。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- ① 被共済者の加入年齢・性別、保障内容等により、共済掛金は異なります。
- ② 疾病入院条件付支払特約を付加する場合、健康に不安がある人でもご契約いただけるよう設計されているため、通常のご契約に比べて共済掛金が割増しされています。

(2) 共済掛金の払込期間について

- 共済掛金は80歳^{注)}までお支払いいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ① 共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかをご選択ください。
- ② 2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。

* その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

注) 払込終了年齢が90歳の場合は90歳

3 割戻金について

(1) 割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。

(2) 割戻金は、死亡共済金が支払われるとき、または特別終身共済の共済掛金の払込期間が満了するまで据え置いています。

4 解約返戻金について

(1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。

(2) ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。

(3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

- ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料

〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率	等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%	第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%	第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%	第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%	第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%	第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%	第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

* ケガにより所定の後遺障害の状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。

〈骨折給付金のお支払い事由〉

- 被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、共済期間内に頭がい、せき柱、体幹もしくは四肢^{※1}を骨折したと診断確定^{※2}されたとき。
※1 「四肢」とは、手関節および足関節以上をいいます。
※2 骨折の診断は、医師または歯科医師によってなされることを要します。

〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

契約概要

ご契約に関する重要事項

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい主な事項を記載しています。ご契約の前に必ず「パンフレット」や「ご契約のしおり・共済約款」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ①特別養老共済は、被共済者が満期まで生存されたとき、または共済期間内に死亡し、または高度障害の状態になられたときに共済金をお支払いする共済です。
- ②特別養老共済は、医療共済を合わせて契約することができます。
- ③共済金のお支払いについて

※1 死亡共済金・高度障害共済金の算式 特別養老共済の共済金額 × $\frac{\text{契約日から経過年数}}{\text{契約日から共済期間の末日までの年数}}$

●特別養老共済の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が死亡したこと。	上記の計算式※1による共済金額	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病により、高度障害になったこと。	上記の計算式※1による共済金額	被共済者
満期共済金	被共済者が共済期間の満了するまで生存していたこと。	特別養老共済の共済金額	満期共済金受取人

●医療共済※2(疾病入院条件付支払特約付加した場合※3)の共済金のお支払い

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に入院したこと。	医療共済の共済金額※4×入院日数	被共済者
手術共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に手術を受けたこと。	ア.入院中の手術 医療共済の共済金額※4×10	被共済者
		イ.外来手術 医療共済の共済金額※4×5	
放射線治療共済金	被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故または疾病により共済期間内に放射線治療を受けたこと。	医療共済の共済金額※4×10	被共済者

※2 医療共済には、短期入院特約が付加されます。

※3 ご契約日から1年以内に疾病により入院、手術または放射線治療を受けたときは、疾病入院共済金額の50%支払となります。

※4 医療共済の共済金額は、災害入院共済金額と疾病入院共済金額をそれぞれ設定し保障します。

(2) 共済期間

- 特別養老共済の共済期間は、60歳満期、80歳満期、90歳満期のいずれかから選択できます。ただし、被共済者の加入年齢により、選択できる共済期間が制限されることがあります。

(3) 引受条件

①加入年齢	共済期間	60歳満期	80歳満期	90歳満期
	被共済者の加入年齢	18歳～55歳	40歳～75歳	60歳～85歳
②共済金額の 最高限度額	共済金の種類	18歳～85歳		契約単位
		告知書扱い		
	死亡共済金額(特別養老共済)	1,000万円		10万円
	入院共済金額(医療共済)	災害入院共済金額	5,000円	1,000円
		疾病入院共済金額	5,000円	

(4) 特別養老共済および医療共済に付加できる主な特約

特約名	特約概要	最低限度額	最高限度額	契約単位
災害死亡割増特約	不慮の事故による死亡・高度障害を保障する特約	10万円	2,000万円※7	10万円
後遺障害特約※5	不慮の事故による後遺障害を保障する特約	10万円	2,000万円	10万円
短期入院特約	1回の入院支払日数を60日限度とする特約	—	—	—
疾病入院不担保特約	疾病による入院、手術、放射線治療を不支払とする特約	—	—	—
疾病入院条件付支払特約※6	疾病による入院、手術、放射線治療についてご契約日から1年以内を50%支払とする特約(1回の疾病入院支払日数は60日限度)	—	—	—
通院特約(疾病通院不担保特約付加)※5	不慮の事故による通院を保障し、骨折時に一時金を支払う特約	500円	2,500円	500円
先進医療特約※5※6	先進医療による療養を保障する特約※8	—	—	—

※5 共済期間が90歳満期の場合、付加できません。

※6 加入年齢が40歳未満の場合、付加できません。

※7 共済期間が90歳満期の場合、最高限度額は1,000万円となります。

※8 ご契約日から1年以内に疾病による先進医療の療養を受けたときは、先進医療に係る技術料の50%支払となります。

2 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

- ①被共済者の加入年齢・性別、保障内容、共済期間等により、共済掛金は異なります。
- ②疾病入院条件付支払特約を付加する場合、健康に不安がある人でもご契約いただけるよう設計されており、通常のご契約に比べて共済掛金が割増しされています。

(2) 共済掛金の払込期間について

- 共済期間の満了時まで共済掛金をお支払いいただきます。

(3) 共済掛金の払込方法について

- ①共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
- ②2回目以降の共済掛金は口座振替により払込むことができます。

*その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3 割戻金について

- (1) 割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。
- (2) 割戻金は、死亡または満期共済金のお支払い時等まで据え置いています。

4 解約返戻金について

- (1) やむを得ずご契約を解約された場合であっても、ご契約時の年齢や共済期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。
- (2) ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。
- (3) 医療共済および付加する特約(災害死亡割増特約、後遺障害特約、短期入院特約、生活習慣病特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約)には、解約返戻金はありません。

5 共済金をお支払いできない場合について

- ご契約関係者の故意または重大な過失、運転資格を持たないで運転している間、または酒気帯び運転している間などによる事故については、共済金をお支払いできません。

参考資料

〈後遺障害等級表より抜粋〉

等級	後遺障害の状態	支払率	等級	後遺障害の状態	支払率
第1級	両眼の視力が0.02以下になったもの	100%	第7級	1足の足指の全部の用を全く永久に失ったもの	30%
第2級	1上肢を手関節以上で失ったもの	80%	第8級	1足の母指を失ったもの	20%
第3級	両足の足指の全部を失ったもの	70%	第9級	1手の母指および示指以外の1手指を失ったもの	10%
第4級	両眼の視力が0.1以下になったもの	60%	第10級	1足の第2足指以下の1足指を失ったもの	5%
第5級	1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの	50%	第11級	1耳の耳かくの大部分を欠損したもの	3%
第6級	せき柱に運動障害を残すもの	40%	第12級	1手の母指および示指以外の指骨の一部を失ったもの	2%

*ケガにより所定の後遺障害の状態となった場合に共済掛金の払込みは免除されます。

〈通院共済金のお支払い事由〉

- 被共済者がこの特約の効力発生の日または、復活の日以後の不慮の事故により、その不慮の事故のあった日から30日以内に通院し、通院日数が5日以上となったとき。ただし、その事故のあった日から、180日以内の通院に限ります。
- 被共済者が不慮の事故により入院(入院共済金が支払われた、または支払われることとなったものに限る。)し、その入院の退院日の翌日から120日以内に通院したとき。

〈骨折給付金のお支払い事由〉

- 被共済者が責任開始の日以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、共済期間内に頭がい、せき柱、体幹もしくは四肢※1を骨折したと診断確定※2されたとき。
※1 「四肢」とは、手関節および足関節以上をいいます。
※2 骨折の診断は、医師または歯科医師によってなされることを要します。

〈先進医療共済金について〉

- 先進医療共済金は、公的医療保険制度における評価療養のうち、療養を受けられた日において、厚生労働大臣の定める先進医療に該当する場合にお支払いします。
- なお、先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。